国立大学法人山形大学 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和７年４月１日 ～ 令和 10 年３月３１日（３年間）

２．内 容

目 標 １：子の看護等休暇制度を拡充する。

①小学校就学前の子の場合は、現行の５日を７日に拡大することを検討する。

②全職員が、結婚、出産、育児等のライフイベントに対応できるよう、休暇取得促進や職員のニーズを踏まえた休暇制度の拡充に取り組む。

目 標 ２：時間外労働時間・休日労働時間を削減する。

①「ノー残業デー」や「ノー残業ウィーク」の設定を継続していく。

②時間外労働時間の実績を全学で共有し、業務計画、要因計画、業務内容の見直しを行っていく。

目 標 ３：夏季・年末年始等の計画休暇（一斉休業）を実施するなど、
年次有給休暇の取得促進に取組み、計画期間内に、
常勤職員について、取得日数平均 10 日以上を目指す。

①一斉休業や連休に連続する休暇や記念日休暇など年次有給休暇を積極的に取得するよう、ポスターやホームページ等で促す。

②年次有給休暇の取得義務・目標日数が未達の職員について、勤怠管理システムを利用し職員及び関係者に対してアラートを通知するなど、取得を啓発していく

目 標 ４：テレワーク実施を推進する。

令和６年度に策定した「山形大学の経営、教育研究の向上及び山形大学職員の職業生活と出産、子育て等の家庭生活との両立のための環境整備の一環としての在宅勤務の推進について」の取組方針に基づき、出産や子育て、父母等の介護等、特に必要と思われる場合や対象者について、在宅勤務を推進する。